

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
外国税額控除 別表六(四)・ 六(四の二)・ 六(五)	26	外国法人税に該当しない税（中国の增值税等）を記載していませんか。	法人の所得を課税標準として課される税ではない中国の增值税等は外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。 また、法人の所得を課税標準として課される税であっても、税を納付する者がその納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税等、法令第141条第3項各号に掲げる税についても外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。
	27	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、法法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成していますか。	外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等は、当該配当等の額のうち法法第23条の2第2項の規定の適用を受ける部分の金額に係るものを除き、外国税額控除の対象となります。
	28	別表六(四)の4欄、別表六(四の二)の5欄及び別表六(五)の3欄は、当連結事業年度中の日付となってていますか。	外国税額控除の適用時期については、原則として、外国法人税を納付することとなる日の属する連結事業年度において適用することとなります。継続適用を条件に、その納付することが確定した外国法人税額を費用として計上した日の属する連結事業年度において外国税額控除を適用することもできます。 なお、これは、適用年度を任意に選択できるというものではなく、その費用計上時期が税務上も認められる合理的な基準による必要があります。
	29	別表六(四)の8欄、別表六(四の二)の7欄及び別表六(五)の5欄は、租税条約（日本民間租税取決めを含む。）の限度税率を超えていませんか。	租税条約（日本民間租税取決めを含む。）の限度税率を超えている部分については、外国税額控除の対象にならず、損金の額に算入されることとなります。
	30	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の9欄及び別表六(五)の7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。	みなじ外国税額控除は、租税条約において、外国法人税を納付したとみなされる旨を取り決めた国及び税目に限って適用されることから、当連結事業年度における適用関係を租税条約により確認する必要があります。
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 別表六の二(三)付表～六の二(五)付表	31	別表六の二(三)付表（連結親法人が中小連結親法人の場合、別表六の二(四)付表）の1欄及び別表六の二(五)付表の1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
繰越連結欠損金 別表七の二付表二	32	最初連結事業年度の場合、連結親法人の繰越欠損金の額を連結欠損金額として1欄に記載していますか。	最初連結事業年度において、連結欠損金額とみなされるものは、連結親法人の繰越欠損金の額、株式移転により連結親法人を設立した一定の連結子法人のうち一定の繰越欠損金の額及び特定連結欠損金額となるものに限られます。
	33	1欄又は4欄の金額は、連結欠損金額とみなされるものですか。	
	34	特定連結子法人の最初連結事業年度の開始の日（加入日）の属する連結親法人の連結事業年度開始の日以後に開始したその特定連結子法人の連結加入前の事業年度において生じた欠損金の額を、その加入日の属する連結事業年度に生じた連結欠損金額としていますか。	左記の欠損金の額は、加入日の属する連結事業年度の前連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなすこととなります。
	35	組織再編成がある場合、7欄～20欄において連結欠損金個別帰属額の調整計算を行っていますか。	7欄～20欄において連結欠損金個別帰属額の調整計算を行っていない場合には、連結欠損金の損金算入額の計算に誤りが生じることがあります。